

議案第 1 3 号

岩倉市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

岩倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市後期高齢者医療に関する条例（平成20年岩倉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

普通徴収によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 7月1日から同月31日まで
- 第2期 8月1日から同月31日まで
- 第3期 9月1日から同月30日まで
- 第4期 10月1日から同月31日まで
- 第5期 11月1日から同月30日まで
- 第6期 12月1日から同月27日まで
- 第7期 翌年1月1日から同月31日まで
- 第8期 翌年2月1日から同月末日まで
- 第9期 翌年3月1日から同月31日まで

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第3条中「第6条」を「第5条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の岩倉市後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。